

審議会等の基本的取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の活性化及び合理化を図るとともに、その効率性、公平性及び透明性を高めるため、審議会等の基本的取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより県に設置される機関(以下「附属機関」という。)

(2) 附属機関以外の会議のうち、県行政に対する県民の意見の反映、専門的な知識の活用等を図ることを目的として、要綱、要領等により継続的に開催される会議であって、県職員以外の県民、有識者等を構成員に含むもの(以下「附属機関に類する会議」という。)

(審議会等の新設)

第3条 審議会等の新設については、次に掲げる場合を除き、原則として、認めないものとする。

(1) 法律又はこれに基づく命令(以下「法令」という。)により置かなければならないこととされている場合

(2) 県行政の効率かつ適正な運営を行う上で必要があり、意見聴取その他の方法では目的が達成されないと認められ、かつ、審議事項等を既存の審議会等の所掌とすることが適当でないと認められる場合

2 審議会等は、この要綱の各規定に適合していることを確認した上で、新設するものとする。

(審議会等の廃止又は統合)

第4条 審議会等については、法令の制定改廃の動向、社会経済情勢の変化、その設置の目的、その審議事項等を的確に把握し、その存置の妥当性について常に検証を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する審議会等は、前条第1項第1号に該当する場合を除き、原則として廃止し、又は他の審議会等と統合するものとする。

(1) 既に設置の目的が達成されたもの

(2) 社会経済情勢の変化等に伴い、審議事項等自体が減少する等設置の必要性が低下しているもの

(3) 実質的な付議案件が少ない等設置効果の乏しいもの

(4) 過去の開催実績が少なく、今後の開催の見込みも薄い等活動が不活発なもの

(5) 設置の目的、審議事項等が他の審議会等と重複し、又は類似するもの

(6) 審議会等を設置するまでもなく、一般的な行政事務の処理によっても対応可能なもの

(7) 審議会等を設置するまでもなく、公聴会、個別の意見聴取その他の方法によっても目的が達成されると認められるもの(附属機関にあっては、附属機関を設置するまでもなく、附属機関に類する会議の開催によっても設置の目的が達成されると認められるものを含む。)

(8) その他効率性の観点から廃止又は統合が望ましいもの

(附属機関の組織)

第5条 附属機関の組織については、法令及び法令により従う義務のある各大臣等からの指示(以下「法令等」という。)その他特別の理由がある場合を除き、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 構成員の数は、原則として 20 人以内とし、例外でも 30 人を超えない範囲とすること。

(2) 会長、議長等の代表者は、構成員の互選によるものとし、県職員は選出しないこと。

(3) 通常の構成員のほか、必要に応じて、特別の事項を調査審議するために置く臨時委員若しくは特別委員又は専門の事項を調査するために置く専門委員は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとし、運営に関する細則を定めた運営要領等にその旨を明定すること。

(4) 附属機関の弾力的及び機能的な運営を図るため、必要に応じて、分科会又は部会を設け、その活用に努めること。

(附属機関の構成員の選任等)

第 6 条 附属機関の構成員の選任は、法令等による職の定めのある場合を除き、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 構成員については、幅広い分野から、属人的な専門知識又は経験に着目して、審議等の内容を充実させる意見を述べることができる清新な人材の登用に努めることとし、職を指定した選任は、原則として、認めないこと。

(2) 年齢構成については、特定の年齢層に偏ることのないよう幅広い年齢層から選任すること。ただし、高齢者は、原則として、選任しないこと。

(3) 複数の附属機関において同一人を重複して構成員に選任する場合にあっては、同一人が三を超える附属機関の構成員となることのないようにすること。ただし、法令等による職の定めのある者等の場合には、この限りでない。

(4) 女性委員の登用は、「審議会等委員への女性の登用推進要綱」(平成 5 年 4 月 1 日付け青女第 51 号総務部長通知)に基づき、積極的に推進すること。

(5) 構成員の公募は、法令等の趣旨、設置の目的、審議内容等を踏まえ、公募がふさわしいものについて実施すること。

(6) 県職員(県費負担教職員を除く。)は、原則として、選任しないこと。

(7) 県職員を退職した者についても、前号の趣旨を踏まえ、極力、抑制すること。

2 附属機関の構成員の任期は、法令等に定めのある場合又は職を指定した選任が認められた場合を除き、2 年以内とし、原則として、一の附属機関の構成員に、通算 10 年(任期 2 年の場合は、通算 5 期)を超えて再任しないものとする。

3 附属機関の構成員の委嘱は、構成員が特別職の非常勤職員であることを踏まえて、本人及びその所属組織の任命権者等に対し、適切に所要の手続を行うものとする。

4 附属機関の構成員に対する報酬及び費用弁償は、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年愛知県条例第 40 号)に基づき、適切に支給するものとする。ただし、構成員の就任に当たり、発生する個々の報酬請求権を放棄することについて、本人から書面による同意が得られた場合は、報酬を支給しないものとする。

(附属機関の運営)

第 7 条 附属機関の運営については、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 運営上必要な規定は、条例、規則、運営要領等で明示すること。

(2) 会議の日程調整は、構成員全員が出席することができるよう、余裕を持って行うこと。

(3) 代理及び委任状の提出による会議への出席の対応は、認めないこと。ただし、法令等により関係機関、団体等を代表して構成員を選定している場合その他特段の事情がある場合であって、あらかじめ運営要領等に当該対応をすることができる旨が明示されているときは、この限りでない。

(4) 審議事項等に関係する個人又は団体から意見を聴取する機会は、附属機関の活性化

を図るため有効であることから、その活用に努めること。

(5) 会議資料は、原則として、事前配布とすること。

(6) 会議録の全文又は要旨は、審議経過等が明確となるよう必ず作成し、互選により選出された又は会長の指名した2名以上の構成員から署名を受け、5年以上保存すること。

(7) 専決又は持ち回りによる会議は、原則として、行わないこと。ただし、特段の事情があり、やむを得ず行う必要が想定される場合は、あらかじめ運営要領等に規定を明示すること。

(8) 運営経費は、必要最少限となるよう努めること。

(附属機関の会議の公開)

第8条 附属機関の会議は、法令等又は条例により非公開とされている場合を除き、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該附属機関が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 附属機関を所管する部局長等(以下「所管部局長等」という。)は、当該附属機関の会議の公開に当たっては、当該会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴定員及び傍聴手続等について、事前に公表するものとする。

3 所管部局長等は、当該附属機関の会議の終了後は、速やかに当該会議の名称、開催日時、開催場所、議題、審議の概要、出席者数、傍聴者数、問い合わせ先等を記載した議事概要を、不開示情報に該当するものを除き、会議資料、その概要その他の議事概要を理解する上で必要なものと合わせて公表するものとする。

4 所管部局長等は、当該附属機関の会議録を作成したときは、その公表に努めるものとする。

(附属機関に類する会議)

第9条 附属機関に類する会議の組織については、第5条の趣旨を踏まえ、簡素で効率的なものとするよう努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関に類する会議の構成員の数については、当該会議の開催の目的等に照らし、やむを得ない場合は、30人を超えることができるものとする。この場合において、構成員の数を必要最少限にとどめるよう努めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、附属機関に類する会議の会長等の代表者に県職員を選出することについては、当該会議の開催の目的等に照らし、客観的に必要と認められる場合は、これを妨げないものとする。

4 附属機関に類する会議の構成員については、第6条第1項の趣旨を踏まえ、選任するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、附属機関に類する会議の構成員に県職員を選任する場合については、当該会議の開催の目的等に照らし、必要最少限の範囲内において、これを妨げないものとする。この場合において、県職員を構成員に選任することにより会議の結論が左右されないように、十分に配慮するものとする。

6 附属機関に類する会議の構成員の選任については、原則として、通算10年を超えて一の附属機関に類する会議の構成員にならないようにするものとする。

7 附属機関に類する会議の開催、運営等については、第7条の趣旨を踏まえ、要綱、要領等により明示するものとする。この場合において、附属機関と誤認されることのないよう注意するものとする。

8 附属機関に類する会議の構成員の決定は、発令行為は行わず、一般の文書での依頼によるものとし、当該構成員のうち会議の出席者に費用を支払う場合は、謝礼としての報償費及び実費弁償としての旅費によるものとする。

9 附属機関に類する会議の公開については、第8条の規定を準用する。

(協議、報告)

第10条 所管部局長等は、附属機関の新設、廃止及び統合については、あらかじめ総務部長に協議するものとする。

2 所管部局長等は、毎年、5月1日現在における審議会等の状況を総務部長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。ただし、会議の公開に係る事項については、同年10月1日から施行する。

2 構成員に係る事項については、平成14年4月1日以後に行われる審議会等の構成員の選任から適用する。

3 条例の改正を必要とする場合その他施行日から直ちにこの要綱を適用することが困難な特別の事情がある場合については、所要の改正を行うのに必要な最小限の期間に限り、総務部総務課と協議の上、なお従前の例によることができる。